

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

鳥取県中部地震に伴う
国への緊急要望書

(平成28年10月)

鳥 取 県

平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分に鳥取県中部地震が発生し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町では震度 6 弱、鳥取市、三朝町では震度 5 強を記録するなど、鳥取県中部地域を中心に、県内全域が大変強い揺れに見舞われました。

この地震は、熊本地震の本震を超える 1 4 9 4 ガルを記録する非常に激しいものであり、住民の心に深い不安や恐怖心を与えました。住家や全壊半壊こそ少ないものの、壁のひび割れ、瓦の崩落などは、目を追うごとに増え続け、数え切れないほどの被害となっています。

三朝町では、80 代の男性が行方不明となり、住民の方々が一丸となって捜索した結果、翌日の早朝に発見されました。また、県及び被災市町では、地震発生 3 日後の月曜日から、学校が避難所になっているにも関わらず、地域のご協力を得て、学校が再開することができました。

地域では、平常の生活を取り戻すため、総力を挙げて地震災害からの復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、政府のバックアップなくして復興はなし得ません。特に、このたびの被災地域は高齢化率の高い地域でもあり、かつ財政基盤も脆弱であります。とりわけ、積雪期を前にし、生活基盤である道路や住宅の早期復旧が最優先課題でもあります。

また、被災した県中部地域のみならず、鳥取県東部、西部地域の観光地においても、宿泊のキャンセルが多数発生するなど地域経済への大きな影響が生じています。

今回の震災により生じた困難に立ち向かい、県民一丸となり地方創生の取組みを進めることにより、地域に活力を取り戻す所存であります。国におかれましては、このような状況を御賢察いただき、一日も早い地域の復興につながるよう特段の御配慮をお願いします。

平成 28 年 10 月

鳥取県知事	平井 伸治
倉吉市長	石田 耕太郎
三朝町長	吉田 秀光
湯梨浜町長	宮脇 正道
琴浦町長	山下 一郎
北栄町長	松本 昭夫

観光産業等への風評被害対策について

《提案・要望の内容》

- 10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、鳥取県中部のホテル・旅館等において、営業を再開した10月23日以降の予約についても宿泊キャンセル等が相次ぎ、経営に大きな打撃を与えている。
- また、ほぼ被害の無かった、東部、西部地区においても同様にキャンセルが相次いでいる。
- 鳥取県においても、「鳥取県は安全である」ことを国内外に向けて情報発信しているが、国においても日本政府観光局(JNTO)や観光関係団体による国内外でのプロモーション・鳥取観光キャンペーンを実施し、風評被害を払拭することで鳥取観光を支援するとともに、鳥取中部地震復興支援のため、高速道路料金の割引も含め、割引旅行プラン助成制度等を創設すること。

※10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、一時的に鳥取県中部の観光地、温泉地等に被害が発生し、営業休止等に追い込まれたが、順調に復旧しており、現時点では、一部の施設等を除いて営業ができる状態となっている。

また、東部地区、西部地区においては大きな被害はなく、地震発生直後から通常に営業等を行っている。

<参考>

1 鳥取県における宿泊施設等営業状況及びキャンセル状況（10月26日現在）

◎宿泊施設キャンセル状況

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	460人	484人	944人
中部	9軒	3,664人	1,329人	4,993人
西部	0軒	2,370人	1,169人	3,539人
計		6,494	2,982人	9,476人

◎観光施設等キャンセル状況

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	550人	3,451人	4,001人
中部	2軒	774人	2,912人	3,686人
西部	0軒	846人	1,192人	2,038人
計		2,170人	7,555人	9,725人

2 九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度

平成28年熊本地震により深刻な影響を受けた九州観光の風評被害を払拭するとともに、旅行需要を喚起するため、九州7県に対し、旅行プランの割引・販売費用やキャンペーン費用を助成する交付金を交付。

事業費：18,030百万円

3 県内の観光施設の写真



農業被害への支援について

《提案・要望の内容》

○平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、鳥取県内最大の梨生産地域におけるJA選果場施設のほか、大山乳業協同組合の各種乳業施設が被災するなど、今後の梨集荷・選果及び乳製品など農業生産体制への悪影響が想定されることから、早期復旧を図るための支援を早急に行うこと。

○収穫期を目前とした晩生梨の落果により県内産梨の風評被害が発生することがないように、首都圏等におけるPR・キャンペーンを行うこととしていることから、フード・アクション・ニッポンにおける応援プログラムなど、国においても情報発信等支援を行うこと。

(鳥取県内における主な農業被害)

1. 農作物

- ・晩生梨(王秋・あたご等)が県内中部地域(倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町等)を中心に平均6割程度落果し、被害額は6千万円に迫る状況



2. 農業用施設被害 (共同利用施設)

- ・県内中部地域における多くの農業用施設に建物損壊、機械設備破損等が発生しており、以下施設を中心に被害総額は5億円にのぼる見込み

施設区分	主な施設	主な被害内容
選果場	倉吉梨、東郷梨、大栄西瓜	建物(支柱基礎等)の損壊、選果機(ライン)の破損
ライスセンター、カントリーエレベーター	秋喜、北条	建物(壁、床等)の損壊、乾燥施設の破損
乳業施設 (大山乳業)	粉乳工場	工場基礎の破損、建物の損壊



倉吉梨選果場 (支柱破損)



倉吉梨選果場 (壁崩落)



東郷梨選果場 (選果機ラインの損壊)

(鳥取県産梨の販売促進キャンペーン)

- ・地震発生に伴う風評被害を吹き飛ばすため、首都圏や関西圏を中心に、「とっとりで待っています!! わざわい無し(梨)」キャンペーンを実施し、地震に負けない梨産地をPRする
(※本日、鳥取県東京アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」でキャンペーン実施)

歴史的建造物等の修繕等に係る支援について

《提案・要望の内容》

- 県民の誇りであり、本県の貴重な歴史的財産である倉吉白壁土蔵群や三徳山、大山寺の銅造観世音菩薩立像など、損壊した文化財等の早期復旧に向けた、財政的支援と技術的支援を行うこと。
- 県・市町村指定の文化財についても財政的な支援を行うこと。

<参考>

【鳥取中部地震による破損】

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする最大震度6弱の地震により、重要文化財を含む多くの文化財が被害を受けた。

復旧には、多大な費用と専門技術が必要であり、国の専門職員をはじめとする専門家の指導・助言等が不可欠である。

被災した文化財には住居や事業に使用している建造物が多くあることから、これらの早急な修復のため、柔軟な財政的支援を求める。

【主な被害状況】

○三徳山

三朝町にある断崖絶壁に立つ国宝「投入堂」で知られる三徳山は観光名所として多くの観光客が訪れているが、国の重要文化財である「三仏寺文殊堂」の土台の巨岩に十数メートルの亀裂が生じ、柱数本が宙に浮いた状況になっている。



<三徳山>

○倉吉白壁土蔵群

鳥取県中部の観光名所の一つである重要伝統的建造物保存地区内の「白壁土蔵群」で甚大な被害が次々判明し、明治期に建てられた国登録有形文化財「白壁倶楽部（旧国立第三銀行倉吉支店）」の外壁など、多くの建造物が被災している。

○銅造観世音菩薩立像

大山町にある大山寺宝物館「霊宝閣」に所蔵される国の重要文化財「銅造観世音菩薩立像」（北宋時代、高さ約37センチ）が倒れ、首の部分が折れて胴体と離れる被害があった。



<倉吉白壁土蔵群>



<白壁倶楽部>



<銅造観世音菩薩立像>

災害査定の円滑な執行と被災施設の復旧に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

○県民生活の安全・安心を図るうえで早期に復旧工事が実施されることが必要であるが、復旧費を決定する災害査定が迅速かつ円滑に実施されるよう、引き続き、ご配慮をお願いしたい。

〔 災害査定が円滑に実施できるよう、降雪期の到来等を見据え、机上査定の適用など制度の柔軟な運用を行うこと。 〕

○被災した公共土木施設(道路、河川)や農地・農林業用施設(ため池、林道)、学校施設(公立学校、給食センター)等について、県民の生活再建に直結する施設であることから、早期復旧に係る財政支援をお願いしたい。

■被害発生状況

平成28年10月21日(金)午後2時7分に震度6弱を最大とする鳥取県中部を中心とした地震が発生し、道路、河川、ため池等の公共土木・農林施設災害が多数発生。

【道路被害】国道313号(北条倉吉道路)・・・沈下、クラック、段差発生 など

【河川被害】二級河川由良川水系北条川・・・護岸前傾、背後沈下 など

【農地・農業用施設被害】農地(北条砂丘)・・・液状化、池ノ谷ため池・・・堤防天端クラック など

【林道被害】栗尾線・・・切取法面崩壊 など

【教育関係】倉吉市立学校給食センター・・・天井や壁の破損など

倉吉市立西中学校・・・体育館柱脚基礎破損など



復旧・復興に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 10月21日に鳥取県中部を震源に発生したマグニチュード6.6の地震により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、農作物被害、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。
- 本県においては、このような緊急事態を受け、地震被害に対する緊急対応や復旧対策を速やかに講じなければならない。
- ついては、この度の地震被害に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県及び県内市町村への財政措置について、激甚災害の指定、特別交付税措置、新たな財政支援措置など、格別の配慮をお願いしたい。

※現在、財政支援措置のない主なもの

庁舎の復旧経費、私立学校の復旧経費、商工会議所の施設復旧 など

※震度6弱を記録した倉吉市、北栄町、湯梨浜町など、県中部地区を中心に被害が大きく、収穫直前の梨の落果、旅館・ホテルの宿泊客の予約キャンセル、予定していた大規模イベントの中止を余儀なくされる等、観光産業における今後の風評被害も懸念される状況。

<提案・要望の背景>

○主な被害の状況（10/26 12:00 現在）

- ・人的被害 20名（重傷3、軽傷17）
- ・住家被害 調査中（10月26日 12:00時点）742棟（全壊2、半壊3、一部破損737）
- ・農作物被害 8.44ha
- ・農地・農道 21箇所
- ・公共土木施設 100箇所（道路93など）
- ・文化財 30件（打吹玉川伝統的建造物棟保存地区、三仏寺文殊堂、大神山神社ほか）
- ・その他 文教施設、学校・学校関連施設、公営住宅、警察施設ほか

○主な復旧対策

項目	支援内容
被災者等への支援	・被災した住宅の再建及び修繕の支援 ・避難所の設置、備蓄物資の補充 ・中小企業等の資金繰りの支援 ・農林水産業共同利用施設の復旧支援 ・晩生梨の落果被害が発生した果樹農家への支援 ・私立学校の施設・設備の復旧経費の支援 ・国・県指定文化財の保存修理への支援
被災市町村への支援	・公民館等の修繕、改築等の支援 ・市町村の応急対策、災害援助、災害復旧等の実施にかかる資金貸付
風評被害対策	・イベントやメディア等を活用し、元気な鳥取県を情報発信 ・国内外に向けた誘客宣伝等
公共・公用施設の復旧	・被災した公共・公用施設の復旧（庁舎、文化施設、社会体育施設、県営住宅、公立学校・学校関連施設（給食センター）等） ・公共土木施設の災害復旧事業 ・土砂災害危険個所の緊急点検 ・商工会議所の施設復旧

⇒ うち県分事業費ベース 約30億円（現時点の応急対策のみ）

○鳥取県の当初予算規模 3,491億円（財政調整基金残高 40億円）

迅速な応急危険度判定及び「り災証明書」の早期交付 に向けた支援体制について

《提案・要望の内容》

- 被災者の生活再建が迅速に進むよう、応急危険度判定士に係る相互協力体制のよ
り円滑な運営に向けた支援を行うこと。
- 被災者生活再建に必要な「り災証明書」の迅速な交付に向けて、被災市町の交付
業務にかかる相互協力体制が早期に確立されるよう支援を行うこと。

<参考>

- ・平成 28 年 10 月 21 日に鳥取県中部を震源とする地震が発生し、多数の住宅等の損壊および破損が
あった。
- ・応急危険度判定については、他県からの応援をいただきながら、1 週間かけて 4 市町約 3000 件
の判定を行っている。
- ・早期にり災証明の発行に着手したいが、日を追うごとに住宅の損壊等に関する相談件数が増えてお
り、今後更に増加することが見込まれ、当該被災市町職員だけでは、り災証明の発行作業が追いつ
かない。



被災者生活再建支援制度等に係る柔軟な対応について

《提案・要望の内容》

- 今回の地震においては、屋根の損壊、ガラスの破損等多くの住家被害が発生し、加えて蔵・納屋等の附属建物にも多くの被害が見られている。
については被災者の生活再建が迅速に進むよう、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援の拡充等により、幅広く生活支援を行うこと。

<参考>

- ・平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地域を震源とする地震では、屋根の損壊、ガラスの破損等多くの住家被害が発生し、加えて蔵・納屋等の附属建物にも多くの被害が見られており、被災者から一日も早い生活再建が求められているところ。
- ・他方、国の被災者生活再建支援は、規模の大きい自然災害を対象としており、大規模半壊にまで至らない今回の被災は支援の対象とならない。
- ・また、今回被災市町に適用される災害救助法の支援は、避難所、応急仮設住宅の設置支援等、災害に対する緊急的支援が中心であり、ガラス破損や屋根修理等への十分な支援とはならない。
- ・なお、県では、以上の状況に鑑み、県独自の制度を創設し、対応することとした。



1 国の被災者生活再建支援制度の概要

(単位：千円)

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建の方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	対象経費
国制度	次のいずれかに該当する災害 ① 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号に該当する被害 ② 市町村で10世帯以上の住宅が全壊 ③ 都道府県で100世帯以上の住宅が全壊 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内の5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満) ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合に ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満) ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満)	建設・購入	(2,250) 3,000	(1,875) 2,500	—	—	・使途不問
		補修	(1,500) 2,000	(1,125) 1,500	—	—	
		賃借	(1,125) 1,500	(750) 1,000	—	—	

注：①金額欄の上段()内は、単数世帯、下段は複数世帯への支給額

2 災害救助法の概要

(1) 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

3 県の新たな支援制度

	鳥取県被災者住宅再建支援金	(新) 鳥取県被災者住宅修繕支援金
目的	被災規模の大きい住宅の再建支援	被災規模の小さい住宅の修繕支援
対象	半壊以上(損害基準判定20%以上) (新) 一部破損(同10%以上)	小規模の一部破損 (損害基準判定10%未満)
支援額	半壊以上 100～300万円 (新) 一部破損 上限30万円	損害基準判定の程度に応じて1～5万円
対象世帯数	1,000世帯 (半壊以上50+一部破損950)	3,700世帯
事業費	3.5億円 (半壊以上0.65+一部破損2.85)	1.85億円
負担内訳	基金：2.8億円 県：0.35億円 被災市町：0.35億円	県1.85億円(ふるさと納税)
執行	罹災証明添付の申請による	罹災証明添付の申請による
	合計 5.35億円	